\bigcirc 保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号)

改

正

案

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一 人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、 (法第九十七条の二第二項に規定する資産の運 用額の制 次に掲げる額とす 限

る。

三条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により設 額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。 及び第四十八条の五第二項において同じ。)のうち同一人に対す (6)において同じ。 ける勘定をいう。 規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同 る運用に係る次に掲げる資産の額 積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。 次項第一号 総資産 を合計した額)にあっては、 (特別勘定又は積立勘定)を設ける場合においては、 以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ 貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計 (その他有価証券 (第三十条の三第一項 当該特別勘定又は 次号において同じ (財務諸表等 (第六十

イ 三号及び第百四十条の三第一項第一号イにおいて同じ。) を除 第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をい 当該同一人が発行する社債 第五十三条の二の 二第二項、 (短期社債 第五十三条の六の二第二項第 (法第九十八条第六項

現

行

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同 人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、 (法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額 次に掲げる額とす \mathcal{O} 制 限

る。

ľ, 額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ 規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同 る運用に係る次に掲げる資産の額 及び第四十八条の五第二項において同じ。)のうち同一人に対す (6)において同じ。 ける勘定をいう。 三条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により設 積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号 総資産)を合計した額)にあっては、 (特別勘定又は積立勘定)を設ける場合においては、 以下この項及び第五十九条の二第一項第三号 貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計 (その他有価証券 (第三十条の三第一項 当該特別勘定又は (財務諸表等 (第六十

イ う。 三号及び第百四十条の三第一項第一号イにおいて同じ。)を除 第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をい 当該同一人が発行する社債 第五十三条の二の 二第二項、 (短期社債 第五十三条の六の二第二項第 (法第九十八条第六項

場合における当該同一人が発行する株式を除く。)当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者であるく。)及び株式(出資を含む。以下このイにおいて同じ。)(

(1) (略)

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第百六条第一 をする会社に限る。(i)において同じ。)であって、各事業年 度において、自己及びその子会社(次に掲げる会社に限る。 (i)において同じ。)であって、各事業年 をする会社に限る。(i)において同じ。)があって、各事業年 をする会社に限る。(i)において同じ。)があって、各事業年

持株会社

口~~ (略)

(ii) (V)

(略)

二 (略)

2 •

(略)

(業務運営に関する措置)

し、次に掲げる措置を講じなければならない。 第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関

~十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に

場合における当該同一人が発行する株式を除く。)当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者であるく。)及び株式(出資を含む。以下このイにおいて同じ。)(

(1) (略)

持株会社が第十四号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険が第十四号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険の第二号の二まで、第八号及

(ii) (V) (略)

ロ〜へ (略)

二 (略)

2 · 3 (略)

(業務運営に関する措置)

し、次に掲げる措置を講じなければならない。 第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関

一~十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に

当する保険契約を引き受けている場合に限る。 掲げる措置(当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険 いう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。 (法第百条の五第 一項に規定する運用実績連動型保険契約を)に該

(略)

(略)

2 6

(運用報告書の記載事項等)

第五十四条の四 項は、 次に掲げる事項とする 法第百条の五第一 項に規定する内閣府令で定める事

書の基準日までの期間をいう。 日 の作成の基準とした日をいう。 及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。 規定する運用報告書をいう。 において同じ。 特別勘定に属する財産の運用を開始した日)から当該運用報告 対象期間 (当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあっては (直前の基準日 (運用報告書 (法第百条の五第一項に 以下この条、 以下この条において同じ。)の翌 以下この条及び次条第一 第五十四条の六第 一項第三号 一号

二 5 五 (略)

|運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法|

第五十四条の五 法第百条の五第 一項に規定する電子情報処理組織を

> 契約 掲げる措置(当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険 当する保険契約を引き受けている場合に限る。 いう。第五十四条の四及び第五十四条の五において同じ。 (法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約を)に該

イ〜ハ (略)

2 6 (略

(運用報告書の記載事項等)

第五十四条の四 項は、 次に掲げる事項とする。 法第百条の五第 項に規定する内閣府令で定める事

用報告書が初めて作成するものである場合にあっては、 準とした日をいう。以下この条において同じ。 三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。 規定する運用報告書をいう。 までの期間をいう。 に属する財産の運用を開始した日)から当該運用報告書の基準 対象期間 (直前の基準日 以下この条において同じ。 (運用報告書(法第百条の五第一項に 以下この条、 次条第一号及び第二百 の翌日)の作成の基 特別勘 (当該運

<u>二</u> 5 五 略

2 5

略

(新設

府令で定めるものは、次に掲げるものとする。使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ては、 おいて 険契約者ファイルに記録する方法 契約者との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する雷 保険会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機 電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっ 子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機に備えられた保 る電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項 る電子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機とを接続す ファイルをいう。 により保険契約者ファイル の使用に係る電子計算機と保険契約者及び保険契約者との契約 る者を含む。 おいて「保険契約者」という。 に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条に 保険会社 同項に規定する事項の提供を行う保険会社の使用に係る 「記載事項」という。 (法第百条の五第二項に規定する事項の提供を行う 以下この条及び第五十四条の七において同じ。 以下この条において同じ。 (専ら保険契約者の用に供せられる)又は当該保険会社の用に供す を送信し、 (同項に規定する方法による 保険契約者及び保険 を自己の管理す (以下この条に

口

録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に

保険契約者及び保険契約者との契約により保険契約者フ

保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

れたファイルにその旨を記録する方法) 電子計算機に備えられた当該保険契約者の保険契約者ファイル電子計算機に備えられた当該保険契約者の保険契約者ファイルで当該記載事項を記録する方法(法第百条の五第二項に規定する 場合にあっては、保険会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保険契約者の保険契約者ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係るアイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係るアイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係るアイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係るアイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係るアイルを自己の管理するでは、

- 者の閲覧に供する方法
 アイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約ハー保険会社の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者フ
- 契約者の閲覧に供する方法

 で同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険ため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条においたの記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において、同時に複数の保険契約者の閲覧に供する
- 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなけ、調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって一一一一での事項を確実に記録してお

2|

ればならない。

- 出力することにより書面を作成できるものであること。 保険契約者が保険契約者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を
- る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記載事項を記録一 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(保険契約者の使用に係

を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。し通知するものであること。ただし、保険契約者が当該記載事項又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を保険契約者に対する方法を除く。)にあっては、記載事項を保険契約者ファイル

当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、 は第二号に掲げる方法により提供する場合又は保険契約者による 規定による承諾をいう。 日までの間) 当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い る日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、 象期間内において最後に行った日以後五年間 られた保険契約に基づき、 去することができる。 より交付する場合、 いものであること。 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、 次に掲げる事項を消去し又は改変することができな ただし、 保険契約者の承諾(令第十四条の二第一項の)を得て前項第一号イ若しくは口若しく 保険料として収受した金銭の運用を対 閲覧に供している記載事項を書面に (当該期間が終了す 当該記載事項を消 記載事項に掲げ

に記録された記載事項 一号ハに掲げる方法については、保険契約者ファイル

された記載事項 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録

保険契約者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を保

険契約者ファイルに記録するものであること。

ㅁ 覧の提供を受けた保険契約者が接続可能な状態を維持させるこ とについて不要である旨通知した場合は、 信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。 を記録した保険契約者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通 により保険契約者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報 前号に規定する期間を経過するまでの間において、 この限りでない。 ただし、 イの規定

3 | 算機に備え置く者又は保険会社の使用に係る電子計算機とを電気通 契約者との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する電子計 る電子計算機と、 項第一号の 保険契約者ファイルを備えた保険契約者及び保険 「電子情報処理組織」 とは、 保険会社の使用に係

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第五十四条の六

(略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十四条の七 種類及び内容は、 令第十四条の二第一 次に掲げる事項とする。 項の規定により示すべき方法の

するもの 第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち保険会社が使用

ファイルへの記録の方式

第五十四条の五 (保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの) (略

(新設)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2 { 4 (略

者である会社以外の会社であって、 の登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行 商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿へ 令で定める会社は、 会社とする。 法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府 金融商品取引所に上場されている株式又は金融 次の各号のいずれかに該当する 5

おいて同じ。 平成十一年法律第十八号)第二条第一 事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対 の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号に 類の事業であって、 設立の日又は新事業活動 企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であって、 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供 の開始の日以後十年を経過しておらず、 新商品の開発又は生産、 (会社が現に行っている事業と異なる種 項 (定義) に規定する中小 新役務の開発又は提 かつ、前

略

する割合が百分の三を超えているもの

略

6 号に掲げる会社であった会社であって、 項に規定する会社のほ か 同項 第 号から第三号まで又は第五 その事業の成長発展等によ

(専門子会社の業務等)

第五十六条

(略)

(略

法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府

商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿へ 者である会社以外の会社であって、 令で定める会社は、 会社とする。 の登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行 じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、 導入その他の新たな事業活動をいう。 の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式 であって、新商品の開発又は生産、 平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業 企業者をいう。以下この項において同じ。)であって、設立の 金融商品取引所に上場されている株式又は金融 次の各号のいずれかに該当する 新役務の開発又は提供、 次号及び第三号において同 かつ、 前事業年度 商品

略

が百分の三を超えているもの

又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

二 十 二 略

(新設

する。 第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものと 第三号まで又は第五号に掲げる会社であった会社が新興企業者等と 九項に規定する会社をいう。 り中小企業者でなくなり、 る場合に限り、 に該当している場合には、 なったときに、 おいて「新興企業者等」という。)も、 分を除く。)又は同項第五号の規定に該当するもの(以下この条に においても同項第一号から第三号までの規定 が当該新興企業者等の出資者であり、 当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件 当該保険会社に係る法第百六条第一 当該特定子会社がその要件に該当してい かつ、 以下この項及び第八項において同じ。 中小企業者でなくなったとき以後 かつ、 保険会社の特定子会社 (中小企業者に係る部 当該前項第一号から 項第十三号及び

一 当該特定子会社が、当該新興企業者等の出資者(個人を除く。

のうち、最大出資者であること。

| 一 当該特定子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人、 | 一 当該特定子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人、

えることができることが推測される事実が存在すること。等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与三 前二号に掲げるもののほか、当該特定子会社が当該新興企業者

十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当7 第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第

社若しくはその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項にお6 前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を保険会

担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第 規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当 前 たり取得された場合においては、 該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわ 社若しくはその子会社 会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定す していたものも、 五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当 いて同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第 するものとされる会社のほか、会社であって、その議決権を保険会 項の規定により法第百六条第 によらずに最後に取得されたとき) 担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事 号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険 その議決権が当該保険会社若しくはその子会社 (子会社となる会社を含む。 当該保険会社若しくはその子会社 項第十三号及び第百七条第七項に に第五項に規定する会社及び 以下この項にお

る内閣府令で定める会社に該当するものとする

会社に該当するものとする。 会社に該当するものとする。 会社に該当するものとする。

7 会社 おいて 三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当し 処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第 う。)までに処分しないときは、 を当該各号に規定する日 五第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権 前 (以下この項、 項 「特定子会社」という。 の規定にかかわらず、 第五十八条の二第一項第九号及び第五十八条の (以下この項において「処分基準日」とい)がその取得した次の各号に掲げる 次項に規定する会社 当該新規事業分野開拓会社等は (以下この 一項第十 頃に

当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険 権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決 その総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう 数が当該処分基準日における基礎議決権数 権を処分したときは、この限りでない。 会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決 百分の十を乗じて得た議決権の数、 八章において同じ。) 条第一項に規定する国内の会社をいう。 又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権 以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、 の議決権についてはその総株主等の議決権に 外国の会社の議決権については 以下この章、第七章及び第 (国内の会社 (法第百七 0

規定する会社並びに第六項の規定により 険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合に げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該保 による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲 となる会社を含む。以下この項において同じ。)の担保権の実行 社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社(子会社 号に規定する会社 に取得されたとき) る株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後 新規事業分野開拓会社 当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行によ に第五項第 新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会 (第五項第一号から第三号まで及び第五 号から第三号まで及び第五号に 法第百六条第 項第十二

> 当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分 その子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち いて同じ。 処分基準日における基礎議決権数 子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又は の項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定 主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下こ を乗じて得た議決権の数、 に規定する国内の会社をいう。 子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該 ないものとする。 したときは、この限りでない。)の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十 ただし、 当該処分を行えば当該保険会社又はその 外国の会社の議決権についてはその総株 以下この章、 (国内の会社 第七章及び第八章にお (法第百七条第一項

む。 持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたと 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは ずに取得されたとき くは持分の取得又は第五十七条第一 の議決権を保険会社若しくはその子会社(子会社となる会社を含 号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、 該当していたもの 子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、 新規事業分野開拓会社 以下この項において同じ。)の担保権の実行による株式若し に第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社に (その議決権が当該保険会社若しくはその子会 (当該会社の議決権が当該保険会社又はその (第五項第一号から第三号まで及び第 項第一号に掲げる事由によら 会社であって、 そ

日から十五年を経過する日

「田のとされる会社に該当していたもの(その議決権の取得のの取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たの取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新た会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分会とされる会社に該当していたもの(その議決権が当該保険号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当す

二 (略)

9

(略)

一~七 (略)

11

(略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二(略)

に掲げるものとする。
2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次

~六 (略

六の二 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項

をいう。)
その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 (略)

9 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるもの8 (略)

次に掲げるものとする。

ただし、当該持株会社が次条第一項各号に

は

基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二か掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める

ら第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければな

らない。

一~七 (略

10| (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

に掲げるものとする。 2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、

次

今六 (略

(新設)

る認定こども園をいう。)に関する役務の提供を行う業務目的とするもの(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第目的とするもの(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第目的とするをの(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十九条第一項に規定する業務を有いた。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法務を有いた。

七~十二 (略)

分品を含む。)に係るものに限る。) 第三号(定義)に規定する古物競りあっせん業(自動車(その部十二の二 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第二項

十三~二十二 (略)

(削る)

二十三~四十七 (略)

3~5 (略)

四号に規定する持株会社とする。等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主の 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、

条第一項第十四号に規定する持株会社とする。、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、

7

七~十二 (略)

(新設)

十三~二十二 (略)

二十三~四十七 (略)

3~5 (略)

五号に規定する持株会社とする。 等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主の法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、

条第一項第十五号に規定する持株会社とする。、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が当該保険会業の工場第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、

8 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、

当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、 の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第 そ

項第十四号に規定する持株会社とする。

9 • 10

(略)

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請

第五十八条 略

2

保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社 (同

条第一項に規定する子会社対象会社をいう。

以下この項において同

認を受けようとするときは、 じ。)以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承 承認申請書に次に掲げる書類を添付し

て金融庁長官に提出しなければならない。

当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保

有に関する方針を記載した書面

当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に

掲げる書類

イ〜ニ (略)

兀 (略

4 6 (略)

> 8 当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、 の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、

そ

9 • 10 (略)

項第十五号に規定する持株会社とする。

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可 'の申請

等

第五十八条 略

2

3 条第一項に規定する子会社対象会社をいう。 けようとするときは、 じ。)以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受 保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社 承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融 以下この項において同

庁長官に提出しなければならない。

する方針を記載した書面 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関

当該承認に係る子会社対象会社以外の会社に関する次に掲げる

書類

兀 (略)

イ〜ニ(略

4 6 (略

(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由

は、次に掲げる事由とする。

<u>〜</u> 〜 八 (略)

九 当該議決権を処分することができないこと。 る理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため 権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められ 第五十六条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決

(略)

2 • (略)

(再保険契約の責任準備金等)

第七十一条 次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立 保険会社は、 保険契約を再保険に付した場合において、

てないことができる。

<u></u> 四

(略)

五. 独立行政法人日本貿易保険

2 • (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め

る場合は、次に掲げる場合とする。

(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由

第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由

(略)

は、次に掲げる事由とする。

九 当該議決権を処分することができないこと。 る理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため 権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められ 第五十六条第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決

(略)

2 •

(略)

(再保険契約の責任準備金等)

第七十一条 次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立 保険会社は、 保険契約を再保険に付した場合において、

てないことができる。

(略)

2 • (略)

(新設)

(届出事項等)

第八十五条 る場合は、次に掲げる場合とする。 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め

- 5四(略)

国の会社を子会社としようとする場合及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。)以外の外及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。)以外の外一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(同条第

四の三~十八(略)

2~6 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項)

一~七 (略)

(保険契約の移転に係る通知の省略)

第八十八条の四 法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令

一~四 (略)

社を子会社としようとする場合 及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。)以外の会 一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(同条第

四の三~十八(略)

2~6 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項

第八十八条の三 法第百三十七条第一項 (法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する項及び第三項の規定により法第百三十七条第一項の規定により法第百三十七条第一項の規定により法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十十条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する「一号及び第二号に掲げる事項」とする。

~七 (略)

(新設

で定める場合は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする

る割合 であること。 る権利を有し、 下この号、 ける保険契約であって、これらの保険会社又は少額短期保険業者 いて同じ。 以下 共同保険契約 「引受保険会社等」という。 以下 第百六十六条の四及び第二百十一条の六十二の二にお 又は少額短期保険業者が共同で同 「引受割合」という。 又は義務を負うものをいう。以下同じ。)の移転 (二以上の保険会社 (外国保険会社等を含む。 が当該保険契約を引き受け に応じて当該保険契約に係 一の保険を引き受

当する者であること。 をいう。 等のうち、 に限る。)が、 共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等 以下同じ。 当該共同保険契約に係る主要な事務を行う者以外の者 当該共同保険契約の非幹事会社等 であって、 次に掲げる要件のいずれにも該 (引受保険会社 (保険会社

以下であること。 当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十

口 約を移転するものであること。 当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契

(保険契約の移転の認可の申請

第九十条 (略)

2 前項の認可申請書には、 次に掲げる書類 (法第二百五十条第一項

(保険契約の移転の認可の申請

第九十条 (略)

2 前項の認可申請書には、 次に掲げる書類 (法第二百五十条第一項

一~九 (略)

ことを証する書面を含む。)
ときは、第八十八条の四各号に掲げる要件の全てを満たしているときは、第八十八条の四各号に掲げる要件の全てを満たしているとを証する書面 (同項ただし書の規定による公告及び通知をしたこ

十一~十八 (略)

(保険契約の移転後の通知の省略)

| 定める場合は、第八十八条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当|| 定める場合は、第八十八条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当|| 第九十一条の二 法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で

(新設)

(業務、経理に関する規定の準用)

する場合とする。

六から第五十三条の十二まで、第五十四条の四から第五十四条の七の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条

~九 (略)

証する書面 - 法第百三十七条第一項の規定による公告及び通知をしたことを

十一~十八 (略)

(業務、

経理に関する規定の準用

六から第五十三条の十二まで、第五十四条の四、第五十四条の五及の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条

場合について、 見書について、それぞれ準用する。 険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意 事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金につ 用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条 国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準 十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。 五十三条第一号イ及び第三号」と、 る保険契約者」と、 十九条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四 人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保 うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外 六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行 まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十 一条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、 第百三十九条及び第百四十条の三」と、 第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは 規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した 「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは 九十九条におい 第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理 第五十三条中 「第七十四条第 第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における 同条第 て準用する法第百条の二」と、 一項中 「保険契約者」とあるのは「日本におけ 一号イ及び第三号」とあるのは 「法第百条の二」とあるのは この場合において、 同項第 一号中 第五十条中「第四十七条 第五号から第七号まで 「保険契約 同項第一号 第四十九条 第百三 「第百 (第八 から 法 第

四十七条、 いて、 契約者」と、 三十九条及び第百四十条の三」と、 度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金につい 条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うため 規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、 び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の 第 条第一号イ及び第三号」と、 まで中「第七十四条第 十九条において準用する法第百条の二」と、 及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九 十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは 第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人に は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合に 法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定 会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する に日本において設ける勘定について、 ついて、それぞれ準用する。 ついて、 人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書に Ł, 一号ロ及びニに掲げるものを除く。 第五十三条中 第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計 第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年 第四十八条の三及び第四十八条の五」 同条第一項中 「保険契約者」とあるのは「日本における保険 一号イ及び第三号」とあるのは 「法第百条の二」とあるのは この場合において、 同項第一号中 第五十条中「第四十七条、 第六十六条の規定は外国保険 第五号から第七号までにおい 「保険契約 同項第一号から第六号 とあるのは 第四十九条中 「第百三十九条 「第百五十三 (第八十三条 一法第百 第六十三 「第百 第 加

るのは 第九十八条又は第九十九条」とあるのは 殊関係者(法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。 あるのは「日本における業務」と、 する支店等をいう。以下同じ。 三項第三号」と、 七十四条第三号」 とあるの おける業務」と、 又は事務所」とあるのは において同じ。 とあるのは とあるのは「日本における支店等 用する法第九十七条、 関係者をいう。 十三条の六中 同じ。)」と、 る顧客」 本における顧客」と、 て準用する法第九十八条」と、 項第一号中 中 「日本における顧客」と、 は 「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第 「日本における業務」 「第五十三条の四第三 第五十三条の三の三中「業務」)」とあるのは 「法第九十八条」とあるのは 「特定関係者 第五十三条の四中 「顧客」とあるのは 第五十三条の二中「業務」とあるのは とあるのは)」とあるのは 「顧客」とあるのは 第九十八条又は第九十九条」と、 第五十三条の七第一項中 「日本における支店等」と、 「第百五十三条第三号」と、 (第五十三条の四第二項に規定する特)」と、第五十三条の三中 「保険契約」と、 同条第三項中 と 第五十三条の三の二中 「特殊関係者」 一項」と、 「顧客」とあるのは 「日本における顧客」と、 「特定関係者」 (法第百八十五条第一項に規定 「日本における顧客」と、 顧客」 「法第百九十九条において 「顧客」とあるのは 「法第百九十九条にお とあるのは とあるのは 「営業所又は事務所 ۲, 同項第七号中 「法第九十七条、 とあるのは 「顧客」とあ 「同条第三項 「日本にお 「日本にお 「業務」と 同項第七 「日本に 「営業所 「業務 日 同 本に 特 第 第 以 条

るのは 八条又は第九十九条」とあるのは 条の六中 業務」と、 客」と、第五十三条の三の三中 用する法第九十八条」と、 三号」と、 者をいう。 は「日本における業務」と、 務所」とあるのは 店等をいう。以下同じ。)」と、 るのは「日本における支店等 第一号中「法第九十八条」とあるのは 務」と、 条第三号」 て同じ。 る法第九十七条、 おける顧) 」 と、 「日本における顧客」と、 は 「法第四条第二項第三号」とあるのは (法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。 日 「第五十三条の四第三項」)」とあるのは 本における業務 客」と、 「顧客」とあるのは)」とあるのは 第五十三条の四中 第五十三条の二中 とあるのは 特定関係者 「顧客」とあるのは 第九十八条又は第九十九条」と、 第五十三条の七第一 「日本における支店等」と、 (第五十三条の四第二項に規定する特定関係 「第百五十三条第三号」 「保険契約」と、 ۲ 同条第三項中 第五十三条の三の二中 「特殊関係者」 「顧客」とあるのは「日本における 「業務」とあるのは 「特定関係者」とあるのは 「日本における顧客」 (法第百八十五条第一項に規定する支 「日本における顧客」と、 「業務」とあるのは「日本における と 第五十三条の三中 顧客」とあるのは 「法第百九十九条において準用 項中 「顧客」とあるのは 「法第百九十九条におい 「法第百八十七条第三項 「営業所又は事務所」 と 同項第七号中 「法第九十七条、 と 「顧客」とあるのは 「同条第三項」とあ 「日本における業 「業務」とあるの と 同項第七号の二 「営業所又は 「日本における 同条第 「第七 「特殊関係 第五十 以下同じ 「日本に 第九十 項

中

者

 \mathcal{O}

中 要者」とあるのは 業務」とあるのは する法第百十一条第六項」と、 本における顧客」と、 は は 法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第1 第六十二条本文中 十九条において準用する法第百条の五」と、 あるのは「日本における保険契約者等」と、 おける顧客」 「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産 とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中 条第六項」とあるのは おける保険業に係る保険であって」と、 の帳簿価 は「日本における保険契約者」 十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは 「日本における業務」と、 「日本における顧客」と、 「業務」とあるのは 同条第一号中 第六十六条中 帳簿価額」 と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中 額 と بح 同条第二項中 「日本における資金需要者」と、第五十三条の十 「保険契約」とあるのは 「当該外国保険会社等の日本における業務」と、 とあるのは 第七十 「毎決算期において保有する資産」とあるのは 「保険契約者」とあるのは 同条第四号及び第五号中 「日本における業務」と、 「法第百九十九条において読み替えて準用 一条第一 同条第三号中「顧客」とあるのは 第五十三条の十一中「業務」とあるの 「当該保険会社及びその子会社等の 「日本における事業年度に係る決算 「保険であって」とあるのは と 一項中 第五十九条の七中「法第百十 「保険契約」とあるのは 第五十三条の八中 「日本における保険契約 第五十四条の四から第 「保険契約者」とある 「保険契約者等」と 「日本における保険 「顧客」とあるの 「法第百九 「資金需 「顧客 日 二号 日日 本

るのは ける顧客」と、 るのは「日本における顧客」と、 顧客」と、 業年度に係る毎決算期において日本における資産」 十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項 第六項」と、 る保険契約者」と、第五十九条の七中「法第百十一条第六項」とあ 用する法第百条の五」と、 条の五中 は「日本における保険契約者等」と、 本における業務」と、 本における顧客」と、第五十三条の十一中 務」とあるのは とあるのは る保険業に係る保険であって」と、 「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中 一号」とあるのは 「保険契約」とあるのは 第七十一条第二項中 とあるのは 「毎決算期において保有する資産」とあるのは 「保険契約者」とあるのは 「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条 「法第百条の五」とあるのは 同条第二項中 「日本における資金需要者」と、 「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額 「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは 同条第四号及び第五号中 「日本における業務」と、 「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条 同条第三号中「顧客」とあるのは「日本にお 保険契約」とあるのは 「日本における保険契約」と、 「保険であって」とあるのは 「保険契約者」とあるのは「日本におけ 「日本における保険契約者」と、 第五十三条の九中 第五十三条の八中 第五十四条の四及び第五十四 「法第百九十九条において準 「保険契約者等」とある 「業務」とあるのは 「顧客」とあるのは 第五十三条の十中「業 「日本における保険 「日本における事 と 「資金需要者 「日本に 「顧客」とあ 同条第 「帳簿価 第六 におけ 日日

るの 準 項」とあるのは「に関する事項」と、 名称又は氏名」 前までに」と、 とあるのは 本における代表者」と読み替えるものとする。 承認する取締役会に」とあるのは における事業年度に係る毎決算期」と、 「法第百八十七条第三項第四号」と、 項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当 本における保険契約」と、 同項第六号中 は 金」とあるのは 一条」と、 同条第二項中 返戻金その他の給付金」と、 日 同項第四号中 本における保険契約」と、 「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を ٤ 同項第一号中「商号又は名称」とあるのは 同条第二項中 「第七十九条の二」とあるのは 同項第三号中 「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と 「取締役会」とあるのは 「又は社員に対する剰余金の分配に関する事 第七十三条第一項中 「法第四条第二項第四号」とあるのは 「前条」とあるのは「第百五十九 「業務報告書の提出期限の三週間 「毎決算期」とあるのは 第七十九条第一項中 同項第五号中 「保険金等」とあるのは 「前条」とあるのは 「外国保険会社等の 「第百五十七条の二 「保険契約」とあ 「第六十四条第 「商号、 「前条」 「第百 日 保保 本

(日本における保険契約の移転に係る公告事項)

み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読七条第一項本文(法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替第百六十六条の三 法第二百十条第一項において準用する法第百三十

号 中 第七十九条の二」とあるのは は 準備金又は第三十条の五第 項第一号中「商号又は名称」とあるのは 他の給付金」と、 ける保険契約」と、 契約」と、 に関する事項」と、 に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、 五十七条」と、第八十二条第一項中 第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは 条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは に係る毎決算期」と、 同項第三号中 と読み替えるものとする。 「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」 「取締役会」とあるのは 「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは 第七十三条第一項中 「前条」とあるのは「第百五十九条」と、 同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配 「毎決算期」とあるのは 「保険金等」 「前条」とあるのは 外 項第一号の社員配当準備金」とある 「第百五十七条の二」 、国保険会社等の日本における代表者 「保険契約」とあるのは とあるのは 「計算書類を承認する取締役会 「商号、 「第百五十二条」と、 「日本における事業年度 「保険金、 と 名称又は氏名」 「法第百八十七条 Ł, 同項第六号中 同条第 返戻金その 日日 同 『項第四 本にお 第 同 同

、日本における保険契約の移転に係る公告事項

えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、| 古条第一項(法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて) お第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて

及び第二号に掲げる事項)とする。

及び第二号に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九文の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九本の規定を読み替えて適用する場合がに法第二百七十条の四第九本の規定により法第二百十十条第二項及び第三項の規定には、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の規定には、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の規定に

~七 (略)

だし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨人、法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項た

(日本における保険契約の移転に係る通知の省略)

る要件のいずれにも該当する場合とする。
七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げ第百六十六条の四 法第二百十条第一項において準用する法第百三十

共同保険契約の移転であること。

、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。会社等に限る。)が、当該共同保険契約の非幹事会社等であって共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等(外国保険

以下であること。
以下であること。
当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十

| 約を移転するものであること。 | 当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契

掲げる事項)とする。 掲げる事項)とする。 掲げる事項(法第二百五十一条第二項と記の規定を請み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定を請み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項の規定により次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により

一~七 (略)

(新設)

(新設)

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第二百五十条第一項)2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(大学により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九年、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類で、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類で、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類(2)を添付しなければならない。

一~九 (略)

十一~十八(略)

(日本における保険契約の移転後の通知の省略)

条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。 条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第百六十六第百六十九条の二 法第二百十条第一項において準用する法第百四十

(日本における保険契約の移転の認可の申請

第百六十八条 (略)

前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第二百五十条第一項 の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九 条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号ま 、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類 で、第七号から第十一号まで、第十七号及び更生特例法第二百六 十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画にお いて更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九 条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号ま で、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類 (法第二百五十条第一項)を添付しなければならない。

一~九 (略)

規定による公告及び通知をしたことを証する書面- 法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項

十一~十八 (略

(新設)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略

2~8 (略)

一~七 (略)

10 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項)

第

号及び第二号に掲げる事項)とする。 上条第一項本文の規定を読み替えて適用する場合にあっては、第一 は、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の る事項は、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の と第二項本文(法第二百五十一条第二項及び第三項の は、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の とまの二十九において準用する法第百三十 とまの二十九において準用すると にはによりに表第一項本文(法第二百五十一条第二項及び第三項に とまの二十九において準用する

一~七 (略)

八 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2~8 (略)

はならない。 社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなけれ 業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会 五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該 定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第 にならない。

一~七 (略)

10 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項)

一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

(保険契約の移転に係る通知の省略)

する法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場第二百十一条の六十二の二 法第二百七十二条の二十九において準用

一共同保険契約の移転であること。

次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

合は、

以下であること。

「以下であること。」

「以下であること。」

「以下であること。」

「以下であること。」

「以下であること。」

「以下であること。」

「以下であること。」

「共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等(少額短期」」

「共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等(少額短期」」

| 約を移転するものであること。 | 当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契

(保険契約の移転の認可の申請)

第二百十一条の六十四 (略)

第

一百十一条の六十四

略

(保険契約の移転の認可の申

請

は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一り更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により保険契約の移転をする場合及び更生二のいては、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限り、法第2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書面に

は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一り更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又に百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生には、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限り、法第2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書面に

(新設

(新設)	では、第二百十一条の六十二の二各号に掲げる要件のいずれにも該当する法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二百十一条の六十五の二 法第二百七十二条の二十九において準用
十二~十九 (略)	十二~十九(略)
第一項の規定による公告及び通知をしたことを記する書面	条の六十二の二各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第二百十一法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一第一項本文の規定による公告及び通知をしたことを記する書面(
号に掲げる書類)を添付しなければならない。号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九	号に掲げる書類)を添付しなければならない。 号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九